

北条川放水路警報監視施設点検業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、北条川放水路警報施設における警報局、監視局及び情報処理施設（以下「警報監視施設」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 実施作業

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、特記仕様書に定める履行場所、施設及び点検周期等に基づき、システムの機能を十分維持するよう実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書において、指示、承諾及び協議の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を指示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
3. 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 調査職員

発注者は業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め受注者に通知するものとする。

第5条 主任技術者

1. 受注者は業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
2. 主任技術者は契約書、設計図書及び特記仕様書に基づき業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
3. 主任技術者は、業務を行ううえで、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

第6条 点検の基準

業務の履行に当たっては、この仕様書、特記仕様書及び、「電気通信施設点検基準（案）」によるほか、次の各号に掲げる諸法規を遵守するものとする。

1. 「電波法」およびこれに基づく法令
2. 「電気事業法」及びこれに基づく法令
3. 「電気通信事業法」、「有線電気通信法」及びこれに基づく法令
4. その他関係法令

第7条 実施計画書

受注者は、契約締結後速やかに点検管理業務実施計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受けなければならない。

点検管理業務実施計画書には、契約図書等に基づき下記事項を記入するものとする。

1. 業務計画
 - ア. 概要
 - イ. 業務内容
 - ウ. 工程表
 - エ. 業務方針
2. 点検者等組織表
3. 緊急時の連絡先
4. 安全管理及び実施管理
5. その他

第8条 点検記録

業務実施時には業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。

なお、点検記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとし、書式等は調査職員の承諾を受けるものとする。

1. 業務履行結果の概要及び所見
2. 点検記録及びデータ
3. 調査職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

第9条 打ち合わせ

主任技術者は、調査職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打ち合わせの際相互に確認するものとする。

第10条 測定機器類等

業務に直接必要な測定器具類等は、受注者の所有するものを使用するものとする。

第11条 貸与品等

1. 業務に直接必要な図書、予備品等は発注者の所有するものを使用できるものとする。
2. 受注者は、前項の規定により発注者の予備品等を使用する場合は、事前に調査職員の承諾を得るものとし、その内容を点検記録簿に記載するものとする。
3. 使用を許可された予備品等に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責において無償修理を行うものとする。

第12条 履行上の責任

業務の履行後生じた不良箇所で、明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

第13条 業務の履行

1. 業務実施時は業務の履行に適した服装とし、腕章により身分を明確に表すものとし、常に環境整備等に留意するものとする。

2. 業務の履行に当たっては、警報監視施設等の運用を休止させてはならない。
ただし、調査職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
3. 業務のうち無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく法令に定める、
電波の質に影響を与える作業を行う場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

第14条 業務の一時中止

業務の履行中、調査職員から業務の一時中止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

第15条 臨時の措置

1. 業務の履行中において、システム等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに調査職員に報告しその指示を受けるものとする。
2. 前項の場合、また調査職員が臨時に業務を指示した場合は、受託者は、これに応ずるものとする。
なお、この場合、受注者の責に帰するものを除き、発注者と受注者の協議により、契約変更の対象とするものとする。

第16条 提出書類

1. 受注者は、発注者が業務に関する書類を求めた場合、指定期日までに提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第17条 業務完了通知

受託者は、業務が完了したときは、令和7年4月1日までに完了した旨を書面で提出しなければならない。

第18条 検査

受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、主任技術者が立会のうえ検査を受けるものとする。

第19条 疑義

この仕様書に明記なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

北条川放水路警報監視施設点検業務委託 特記仕様書

第1条 業務の名称

北条川放水路警報監視施設点検業務委託

第2条 目的及び適用範囲

- この特記仕様書は、北条川放水路警報監視施設における警報局、監視局及び情報処理施設（以下「警報監視施設」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- この特記仕様書は、システムを良好な状態に保持し、十分な機能を確保するために必要な業務における点検整備の基準を示す。
- この特記仕様書に記載事項以外は、別に定められる「北条川放水路警報装置点検業務委託仕様書」によるものである。

第3条 履行場所及び施設等

業務の履行場所及び施設は、北条川及び北条川放水路の警報局、監視局とする。

局 名	主な配置機器、点検項目							
	通信制御装置	警報局装置	遠方監視制御装置	監視カメラ装置	雨量計	水位計	発動発電機	環境点検
分水堰基地局	○		○	○		○	○	○
浜川基地局				○		○	○	○
中間警報局	○	○					○	○
河口監視局				○			○	○
米里基地局	○			○	○	○		○
米里観測局				○				○
雪みちNavi通信基地局								○

第4条 点検時期

業務を実施する施設の点検の内容は、別表に示す点検項目及び点検周期により実施するものとする。今年度の定期点検は、出水期迄（6月10日）に12ヶ月点検を実施するものとする。実施時期は発注者と調整の上決定する。月点検については10回を予定している。（12ヶ月点検での実施分を除く）

第5条 点検項目

機器の点検項目は別表の点検項目表によるものとする。このうち、中間警報局の警報装置については、別添「警報装置点検要領」に基づき点検を行うものとする。

第6条 調整

他の点検者が関与する機器類の点検については、お互いに調整をとりながら、円滑に業務を実施すること。

第7条 その他

受注者は、警報監視装置異常等の緊急時に速やかに対応できる体制を常に整えておくこと。緊急対応として、点検技術者及び点検技術員をそれぞれ1人・日見込んでいるが、実績に応じて変更する。

警報装置点検要領

【点検内容】

- 1) 手動倒伏時のスイッチ操作(サイレン吹鳴は2回)
- ①「手動スイッチ」を「入」にしてサイレンを鳴らし、3分後(50秒吹鳴、10秒停止の繰り返し)にサイレンが自動停止するのを確認する。
- ②「手動スイッチ」を「入」にしてサイレンを鳴らし始めて自動停止するまでの間に「モーターサイレン非常停止スイッチ」を「入」にして強制的にサイレンが停止するのを確認する。
- ③「モーターサイレン非常停止スイッチ」を「入」にし、「手動スイッチ」を「入」にしてもサイレンが鳴らないことを確認する。
- 2) 自動倒伏時のスイッチ操作(サイレン2回吹鳴)
- ①疑似の自動倒伏状態(水位3. 95m)にプログラム変更してサイレンを鳴らし、3分後(50秒吹鳴、10秒停止の繰り返し)にサイレンが自動停止するのを確認する。
- ②①の操作に引き続いて、再度、疑似の自動倒伏状態(水位3. 95m)にプログラム変更し、一度サイレンが鳴ったら、再度鳴らないことを確認する。
- ③②の操作後、一度吹鳴していることからシステムをリセットし、再度疑似の自動倒伏状態(水位3. 95m)にプログラム変更してサイレンを鳴らし、自動停止するまでの間に「モーターサイレン非常停止スイッチ」を「入」にして強制的にサイレンが停止するのを確認する。
- 3)ブレーカーによるサイレン緊急停止(サイレン2回吹鳴)
- ①「手動スイッチ」を「入」にしてサイレンを鳴らし、非常用発電機及び引込開閉盤でのブレーカー操作によりにサイレンが自動停止するのを確認する。
- ②疑似の自動倒伏状態(水位3. 95m)にプログラム変更してサイレンを鳴らし、非常用発電機及び引込開閉盤でのブレーカー操作によりサイレンが停止するのを確認する。
- 4) その他

【標準の吹鳴パターン】

吹鳴(50秒)→止(10秒)→吹鳴(50秒)→止(10秒)→吹鳴(50秒) 合計170秒

【吹鳴時間記録】

手動操作(分水堰基地局)	手動操作(中間警報局)	自動運転時の模擬動作(中間警報局)
手動スイッチ”入” ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴()	手動スイッチ”入” ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴()	起動水位”入” ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴() ↓ サイレンON()吹鳴() ↓ サイレンOFF()吹鳴()
手動スイッチ”切”	手動スイッチ”切”	起動水位を戻す
	手動スイッチ”入” ↓ サイレンON()吹鳴() ↓	起動水位”入” ↓ サイレンOFF()吹鳴()
	非常停止スイッチ”入” ↓ サイレンOFF()吹鳴()	起動水位”入” ↓ サイレンON()吹鳴() ↓
	非常停止スイッチ”入” ↓ 手動スイッチ”入” ↓ サイレンOFF()吹鳴()	非常停止スイッチ”入” ↓ サイレンOFF()吹鳴()
記 事		

スピーカから20m離れた場所で音量を測定
80dB以上であること